

然るに廿日社長は再考の結果なりとて會見を謝絶し、中村氏亦多忙のため社長の意志を傳へざりしため、廿一日には鈴木氏より二度迄中村常務宛電話したるも中村氏不在にて要を得ず、廿二日中村氏は鈴木氏を訪問して社長の意を傳へ、此會見説は打切りとなれり。

中村社長が十八日に於て鈴木會長との會見を欲しながら十九日忽ち之を拒絶したるに就て、「大崎に於ける工場主より成る大崎工業團は友愛會長が争議の解決に出馬し條件を會社案以上に進めて妥協させる先例を作るは工業團のため喜ぶべきことにあらずとの理由に依り中村社長に迫りしたためなり」との一説傳へらるゝも、中村常務より此説の眞否を社長に問へるに、社長は是を否認せしと云ふ。

### △警視廳の焦慮

十七日會社と罷工團との交渉断絶するや、同夜十時福島品川署長は罷工團代表田口龜藏を品川署に召致し「管内の労働争議の永引くことは立場上憂慮に堪へず職工團を壓迫するが如き事なければ余に調停を一任されたし」と申込み田口は之に對し「組合員の意嚮を聴き其上にて左右の返答をなすべし」とて歸れるに翌十八日午後零時半宮内警部補は古關巡查を隨へて會社に來り更に調停を申込み、職工團は午前中幹部總會を開き品川署長の調停提議を議したるが、労働争議の仲裁を常に警察官吏に委しつゝある現状は、組合運動の本質的錯誤なりとする意見多數を占めたるため、宮内警部補に

對しては「將來或は願ひすることあるべきも茲兩三日御留保を乞ふ」とて極めて圓曲なる言辭を以て之に答へしに宮内警部補は「復命の仕様なければ」とて、田口川田横山の三名を本署に伴ひ、組合の意の存するところを署長に陳述せしめたり。

二十日午前八時を以て會社は、食堂の貸與を拒絶し且解雇人名を發表したり午前九時に參集せる職工は、締切られたる表門を見て昂憤し、門を破らんとする者出で稍騒擾したるが、品川署員の調停にて、同日午後二時まで食堂締切りを延長し、同刻に到り引上げ翌二十一日より五反田寶統寺に引移れり、寶統寺借受けに就ては品川署の盡力淺からざりしと言ふ。

品川署は斯くの如く常に職工團に好意を表したるが、こは全く職工の感情激發せんことを憂へたるためにして警視廳當局は一日も早く其争議の解決を熱望し、調停斡旋の勞を取るやう屢々品川署長に命ずるところあり二十日警視廳の古屋高等視察は「成るべく速に福島品川署長に調停を一任されたし、場合に依れば本廳の高等課長自ら調停者として出づるも可なり」との意を傳へたりと。

當局の配慮斯の如きため、二十一日夜田口外五委員は鈴木會長の自宅に集まり、品川署長の調停を議したるが其調停に一任すると否との自由を保留し兎も角も品川署長の裁斷を見んと云ふに決したり。席上鈴木會長は石井特別高等課長と電話を交換せるに石井氏は「本件を目するに警視廳は時節柄單なる労働争議として之を見ず、重大なる社會事象として取扱ふ心算にて、福島署長の調停にして不充